

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：吉備中央町

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.6%
全職員	67.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.2%
本庁課長補佐相当職	101.3%
本庁係長相当職	80.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.6%
31～35年	91.3%
26～30年	79.1%
21～25年	71.1%
16～20年	73.6%
11～15年	82.3%
6～10年	88.2%
1～5年	104.9%

【説明欄】

・ 令和7年度の情報。
・ 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は82.2%、住居手当の受給者に占める男性の割合は60.32%である。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	27.8%

【説明欄】

・管理職地位にある職員とは、課長職級以上の役職にある職員をいう。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	27.8%
本庁課長補佐相当職	33.3%
本庁係長相当職	66.7%

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
全体	33.3%
一般事務職	30.8%
技能労務職	100.0%
保健師・栄養士	100.0%
保育教諭	0.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
全体	77.6%
一般事務職	100.0%
技能労務職	64.3%
保健師・栄養士	—
保育教諭	100.0%

【説明欄】

・採用した職員とは、定年退職者の再任用等は除く。当該年度においての中途採用は含む。
・「—」の記載箇所について、当該年度において採用・任用の実績無し。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0 %	0.0 %	—	—
1週間以上2週間未満	0.0 %	0.0 %	—	—
2週間以上1月以下	50.0 %	0.0 %	—	—
1月超3月以下	25.0 %	0.0 %	—	—
3月超6月以下	25.0 %	0.0 %	—	—
6月超9月以下	0.0 %	0.0 %	—	—
9月超12月以下	0.0 %	33.3 %	—	—
12月超24月以下	0.0 %	0.0 %	—	—
24月超	0.0 %	66.7 %	—	—

【説明欄】

- ・取得率＝当該年度中の新規取得者／当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数（1人の子について再度育児休業を取得した場合における2度目の育児休業は含まない。）
- ・会計年度任用職員については、令和7年度において、当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員はいない。

V 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

1. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率並びに合計5日以上の取得率

	令和7年度
配偶者出産休暇	25.0 %
育児参加のための休暇	75.0 %
合計5日以上取得	0.0 %

【説明欄】

- ・取得率＝
当該年度中の取得者／当該年度中に新たに配偶者出産休暇等が取得可能となった職員数

2. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の合計取得日数の分布状況

(1) 配偶者出産休暇

	令和7年度
1日未満	75.0 %
1日以上2日未満	0.0 %
2日	25.0 %

(2) 育児参加のための休暇

	令和7年度
3日未満	75.0 %
3日以上5日未満	25.0 %
5日	0.0 %

VI 職員の勤務時間の状況管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	5.53時間／月
内部部局等以外	9.80時間／月

【説明欄】

- ・一月あたりの平均時間外勤務時間＝年間の時間外勤務総時間数／年間の総職員数